国立大学法人岩手大学職員出向規則

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第15条第3項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学(以下「岩手大学」という。)の職員が、業務上の必要により、学長の命令により他の国立大学法人等(以下「出向先」という。)に出向する職員(以下「出向者」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。

(職員の同意)

第2条 学長が職員に出向を命ずる場合は、出向目的、出向先の担当職務及び出向期間等を明示し、職員の同意を得るものとする。

(出向者の心得)

第3条 出向者は、出向目的を達成するため、出向先の指揮・命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(出向期間)

第4条 出向期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合により、出向者の了解を得て延長又は短縮することができる。

(勤続期間)

第5条 出向先の勤務期間については、岩手大学の勤続期間に通算する。

(勤務条件)

第6条 出向者の出向先における服務規律、勤務時間、給与等の勤務条件は、出向先の 就業規則等によるものとする。

(復帰)

- 第7条 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合は、岩手大学に復帰させるものと する。
 - 一 出向期間が満了した場合
 - 二 出向期間中に退職する場合
 - 三 その他学長が必要と認めた場合

(その他)

第8条 岩手大学又は出向先の事情により、この規則に定めのない事項が生じた場合は、 その都度岩手大学と出向先との間で協議するものとする。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前において岩手大学への復帰を前提として他機関へ転出 し、平成16年4月1日において引き続き他機関に在籍する者は、第1条の出向者と するものとする。